

**貨物概要**

金地金の一端に穴をあけ、釣り下げるためのリングを付けたもの。主にペンダントなどの装飾物として使用される。

**分類**

関税率表第 7113.19 号 - 2 (統計番号 7113.19-029) の身辺用細貨類

**分類理由**

釣り下げるための穴及びリングを有していることから、装飾性が高く、ペンダント等身辺用細貨類の未完成品として関税率表の解釈に関する通則 2 により上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)